

6 修理第545号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 ホープ産業株式会社

事業所の
所 在 地 岐阜県岐阜市金園町10丁目24番地

事業所の
名 称 ホープ産業株式会社

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和6年11月17日から
令和11年11月16日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和6年10月3日

農林水産大臣 小里 泰弘